議第28号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第31号を次のように改める。

㉛　輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料

１通につき　　870円

第２条第２項第88号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第90号を同項第91号とし、同項第89号の次に次の１号を加える。

㊿　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第２項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第４条第１号に掲げるものに限る。）の発行の手数料

１件につき　　870円

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第２項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査の手数料

１件につき　　20,900円（現地における調査を要しないものにあつては、10,400円）

別表第５第２項中「

曲　げ　強　度　試　験	同	3,100
摩　耗　試　験	同	3,900

」を「

曲　げ　強　度　試　験	同	

」

	3,100

に改める。

」

別表第36 (7) の項中「 6,600 円」を「 7,200 円」に、「 4,600 円」を「 5,300 円」に、「 3,700 円」を「 4,200 円」に改め、同表 (8) の項中「 4,700 円」を「 5,300 円」に改め、同表 (11) の項中「 5,700 円」を「 6,600 円」に、「 3,800 円」を「 4,400 円」に改める。

別表第43 (2) の項イおよび (3) の項イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中 (49) の項を (50) の項とし、 (48) の項の次に次のように加える。

(49) 政令第 137 条の12第 6 項または第 7 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円

別表第43注 1 第 3 号および第 4 号ならびに注 2 中「模様替え」を「模様替」に改め、同表注 3 および注 4 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第46 (1) の項ア中「イに」を「イおよびウに」に改め、同項イ中「製造するもの」の右に「（ウに掲げる者を除く。）」を加え、同項ウを同項エとし、同項イの次に次のように加える。

ウ　法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造するもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の 4 第 1 項の許可を受けた者	6,000円

別表第57注 2 中「 2 級または」を削り、「25歳」を「23歳」に、「であつて、次の各号のいずれにも該当するもの」を「（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319 号）別表第 1 の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。）」に改め、「 9,000 円」の右に「（当該実技試験を受けようとする者が技能検定の受検の申請の日において雇用保険法（昭和49年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者でない場合にあつては、 4,500 円とする。）」を加え、同表注 2 各号を削る。

別表第69中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同表 (1) の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 (7) の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付　則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第36の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。